飛鳥京跡苑池遺構のなかの 動物園

東アジアの禁苑に見る囿 中国歴代の王朝の禁苑では、奇 禽珍獣を飼うことがいわば禁苑たるための重要な条件で あった。古くは伝説上の理想の皇帝とされる周の文王の 霊囿が「麀鹿(牝ジカ)の伏すところ攸」(『毛詩』大雅・ 霊台篇)と記され、前漢武帝の上林苑では、野牛・水 牛・白豹・鏖・象・犀・駱駝・驢・騾などといった珍獣 が放飼されていたとことが記されている(『上林賦』)。そ うした動物飼育施設、すなわち動物園は囿と呼ばれ、そ の伝統は清朝に至るまで脈々と受け継がれた。余談なが ら、シフゾウ (四不像 · Elaphurus davidianus) は、1865年 にフランス人宣教師ダビドが北京の南苑で発見した鹿の 一種で、当時は清朝の禁苑でのみ飼育されていたもの。 清朝末期の混乱で絶滅の危機に瀕したが、イギリスのベ ドフォード公爵が飼育していたものが種の保存に与り、 今では世界各地の動物園で飼育されているという動物で ある。四不像とは、蹄・頭・角・体躯の4部位がそれぞ れ牛・馬・鹿・驢に似ているが、そのいずれとも異なる、 の意である。閑話休題。朝鮮半島の新羅でも、禁苑に奇 禽珍獣を飼育したことが『三国史記』に記される。文武 王14年(674)2月条の「宮内に池を穿ち山を造る。花 草を種え、珍禽奇獣を養う」がそれで、これは韓国・慶 州に残る雁鴨池に関する記述と考えられている。

わが国の古代においては、どうであったか。『日本書紀』『続日本紀』には、禁苑に奇禽珍獣を飼ったという記事はあまり見られない。『日本書紀』には、たしかに武烈天皇8年3月条に「池を穿り苑を起りて、禽獣を盛つ」の記事が見られるが、これが中国の史書の記述を模倣したものであることは、前後の文脈から見ても疑いない。史実と認められるものとしては、わずかに、孝徳天皇白雉元年(654)2月9日条に、年号の由来となった白雉が「園」に放たれた記事があるのが目に付く程度である。しかしながら、奇禽珍獣自体に関する記事は散見する。

飛鳥時代における奇禽珍獣 奇禽珍獣とは、ひとつは白鹿 等の変異種であり、いまひとつは外国からもたらされた 動物である。推古朝から天武朝にかけての奇禽珍獣に関 する記事を『日本書紀』から拾うと表1のようになる。 同書にもしばしば記されるとおり、変異種は瑞祥としてあつかわれ、捕獲地からの献上品とされた。一方、外国からもたらされた動物は、たとえそれが実際には献上品ではなく遺使への答礼品であったとしても、宮廷では帝国の版図を示す象徴的役割を果たすものとして、きわめて重要な意味を持ったに違いない。百済や新羅からは、ラクダ、ロバ、ラバ、オウム、クジャクなどが数度にわたってもたらされている。さらに、斉明天皇4年(658)是歳条の、越国守であった阿倍比羅夫が粛慎(ここでは北海道原住民か)を討ちヒグマを献上した、との記事は、帝国の版図の証左として被討伐地の動物(本国にとっては珍獣)が大きな意味を持ったことを示している。したがって、これら奇禽珍獣が大切に飼育されたことは疑いないが、どこで飼育されたのか、すなわち囿がどこにあったのかに関する具体的な記述は一切ない。

飛鳥京跡苑池遺構 飛鳥京跡苑池遺構は、奈良県立橿原考 古学研究所(以下、「橿考研」)が1998年度以来発掘調査を すすめ、南池・北池(本稿では、橿考研報告書 でいう「北池」 とその北に続く「水路」を一体としてとらえた水面を指すこと とする) からなる池を中心に、その実態が明らかにされ つつある。斉明天皇の時代に造営された禁苑(宮廷庭園) で、天武天皇の時代には「白錦後苑」(『日本書紀』天武天 皇14年(685)11月6日条)と呼ばれ、持統天皇以降の時代 にも引き継がれたものであることはほぼ確実となった。 とはいえ、この禁苑の範囲は、いまだ定かでない。かり に、おおよそ飛鳥浄御原宮と見られる飛鳥正宮上層遺構 北辺延長線付近を南限、同西辺延長線付近を東限、北池 北端の北約30mのところを東西に走る現村道付近を北 限、飛鳥川を西限とする範囲を想定すると、東西90~ 230m、南北約270mのかなり広大な面積となるが、さら に北方に広がることも十分に考えられる。

禁苑の重要な構成要素である池は、前述のように、大きく南池と北池からなることが発掘調査により明らかになっている。南池は、南北約60m、東西約65mの規模。石造導水施設や石造噴水、あるいは中島などを備えた構成で、池水のおりなす景観本位のものと見て間違いないようである。一方、渡堤で南池と区切られた北池は、南北約140m、東西は中軸線を中心にほぼ対称と仮定すれば65~70mと想定され、その規模は南池を凌ぐ。しかしながら、形状は、南池の北を限る渡堤の中央付近から同

表1 『日本書紀』に見える推古朝から天武朝にかけての「奇禽珍獣」

動物	日時	記事
駱駝(ラクダ)	推古7・9・1	百済貢_駱駝一匹・驢一匹・羊二頭・白雉一隻。
	斉明3・是歳	西海使小花下安曇連類垂、小山下津臣傴僂、自_ 百済_還、献_駱駝一箇・驢二箇_。
	天武8・10・17	新羅遺_阿飡金項那、沙飡薩藥生_朝貢也。調物、…、馬狗騾駱駝之類、十余種。
羊 (ヒツジ)	推古7・9・1	百済貢_駱駝一匹・驢一匹・羊二頭・白雉一隻_。
羆 (ヒグマ)	斉明4・是歳	越国守阿倍引田臣比羅夫、討_粛慎_、献_生羆 二·羆皮七十枚_。
驢 (ロバ)	推古7・9・1	百済貢ニ駱駝一匹・驢一匹・羊二頭・白雉一隻_。
	斉明3・是歳	西海使小花下安曇連頻垂、小山下津臣傴僂、自_ 百済_還、献_縣駝一箇・驢二箇。
鸚鵡(オウム)	大化3・是歳	新羅造::上臣大阿飡金春秋等_、…、来献_孔雀一 隻·鸚鵡一隻_。
	斉明2・是歳	小山下難波吉士国勝等、自_百済_還、献_鸚鵡一 隻_。
	天武14・5・26	新羅王献物、馬二匹・大三頭・鸚鵡二隻・鵲二隻 及種種物。
孔雀(クジャク)	推古6・8・1	新羅貢::孔雀一隻。
	大化3・是歳	新羅造_上臣大阿飡金春秋等_、…、来献_孔雀一 隻・鸚鵡一隻-。
騾 (ラバ)	天武8・10・17	新羅遺_阿飡金項那、沙飡薩藥生_朝貢也。調物、…、馬狗騾駱駝之類、十余種。
鵲(カササギ)	天武14・5・26	新羅王献物、馬二匹・犬三頭・鸚鵡二隻・鵲二隻 及種種物。
- 日雅(日キジ)	推古7・9・1	百済貢ニ駱駝一匹・驢一匹・羊二頭・白雉一隻」。
	白雉1・2・9	穴戸国司草壁連醜経、献_白雉_日、…
白鹿(白シカ)	推古6・10・10	越国献_白鹿一頭_。
赤亀(赤カメ)	天武10・9・5	周芳国貢_赤亀_。

様の堤が北に延び、そこから続く隅丸長方形の大中島 (推定東西約50m、南北約100m)を水路状の池が取り囲むというものが想定される(図11)。南池に比べ統一性にかける護岸や池底の手法などからしても、南池のような池水景観本位のものとは考えにくい。その性格は明確でなく、出土した木簡の記載などから、薬用植物園がその一帯にあったことが漠然と想定されている程度である。

飛鳥京跡苑池遺構のなかの園 薬用植物園の存在は、飛鳥 京跡苑池遺構が、そうした施設を構成要素とした中国の 禁苑を理念的な規範として造営されたものであることを うかがわせる。してみると、飛鳥京跡苑池遺構の範囲の 中に、前述した奇禽珍獣が飼育された囿があった可能性 はきわめて高い。とはいえ、かなり広大な面積が想定さ れる禁苑の中で、しかも動物を飼育する施設の具体的な 状況が明らかでない状況のもと、どこに囿が置かれたか を発掘調査で特定することは、必ずしも容易ではない。 想像の域を出るものではないが、動物の特性から考えて、 草食獣は柵で囲った放飼場、肉食獣は堅固な檻状の施設、 鳥類は網囲い状の施設などが考えられる。そして、囿は そうした個々の施設を集めた区画であったはずで、その ためには、囿の周囲に外部との境界施設が必要というこ とになる。囿が置かれた場所に関して、ここでは、北池 中央の隅丸長方形の大中島が囿ではなかったか、という 仮説を提出しておきたい。大中島を囿と考えれば、渡堤 で両岸と繋がりを保ちつつ、周囲を水面で区切られた形 状の特異性が説明できるのではないか。すなわち、大中 島周囲の水路状になった北池水面は、動物の脱出を防止

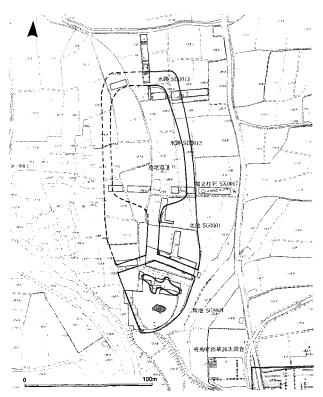


図11 飛鳥京跡苑池遺構推定復元平面図(ベース図は註2文献)

する境界施設として機能するとともに、もし動物を大中 島の護岸沿いに放飼する状況があったとすれば、池外周 からの動物への視線を確保する役割も併せ持つ。そうで あれば、これは近代動物園における展示動物と観覧者の 境界施設・モート (moat濠) に他ならない。ちなみに、 近代動物園におけるモートは、1907年、ドイツのハーゲ ンベック動物園で初めて用いられた施設であり、その根 源は18世紀イギリス風景式庭園で用いられたハハー (ha-ha庭園境界の隠し濠)という。そして、渡堤は囿への 通路であるとともに、南池を舞台に何らかの儀式・宴遊 が行われる際には、草食獣などを景観構成要素のひとつ として連れ出し見物に供する空間であったかもしれない。 『日本書紀』によれば、斉明朝には、外来動物としてヒ グマ、ラクダ、ロバ、オウムがもたらされている。噴水 をはじめとした水空間の演出を凝らした南池と、奇禽珍 獣を大中島に飼う北池の取り合わせ。それは、最近の発 掘調査の進展によって、飛鳥時代の一画期をなすとの認 識が高まりつつある斉明朝の禁苑の景観として、似つか わしいもののように思える。飛鳥京跡苑池遺構の北池大 中島が禁苑中の動物園たる囿であったという仮説の検証 は、発掘調査による当時の奇禽珍獣の獣骨や関連木簡の 出土などによらねばならない。今後の発掘調査の進展に 大いに期待するところである。

- 1)「囿」の意味は、古代中国においても文献によって若干の相 違がある。それらについては、多田伊織「ニワと王権」(『古 代庭園の思想』角川書店 2002) に詳しい。
- 2) 櫃考研編『飛鳥京跡苑池遺構調査概報』学生社 2002
- 3)若生謙二『日米における動物園の発展過程に関する研究』1993